本県議会は、県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に取り組むことを決意し、議会における最高規範として、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

第 1 条 目的 :議会の基本理念、議員の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が県民の信託にこたえ、県民福祉の向上及び 県勢の発展に寄与する。

第2条 基本理念:

公平かつ公正な議論を尽くし、議会の機能を最大限によ 発揮することにより、地方自治の確立を目指す。

: 広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調 整を図り、県政に反映させるよう努める。

は議会の意思決定過程の透明性を高め、県民に開かれる。 た議会運営を推進する。

・公聴会及び参考人の制度を活用

・県民との意見交換の場等の設置

・請願及び陳情等の誠実な処理

・議会活動に関する広報を充実

会議等の公開の実効性の確保

議長の定例記者会見

・会議等の原則公開

情報公開と情報提供

第2章 議員の責務及び役割

: 県民の代表として、県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務 第 3 条 議員の責務

議員の役割 :・県政の課題について、県民の意見を聴き、調査研究する。 第 4 条

・県政について県民に説明する

・会議等に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出する。
: 議員は、会派を結成することができる。会派内、会派相互間で積極的な討議に努める。
: 政務調査費を適正に使用するとともに、使途を明らかにする。 第5条

第 6 条 政務調査費

議員の政治倫理:政治倫理の向上に努めるとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努める。 第7条

第 3 章 議会運営の原則等

議会運営の原則:・円滑かつ効率的な運営

・ 公正かつ透明な運営

・議員相互間の討議等の方法により、活発な議論

・常任委員会、特別委員会の機能を十分に発揮するよう運営

:・質問等の内容の充実 第9条 質問等の充実

・質問等の論点を明確にし、県民にわかりやすくする。

・知事等に対して質問等の趣旨を確認するための発言を認める。

第 5 章 知事等との関係

第13条 知事等との関係の基本原則:互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である県民福祉の向上と県勢の発展のた めに努める

:知事等の事務の執行を監視し、知事等の事務の執行及び成果について評価 第14条 監視及び評価

第15条 政策立案及び政策提言:議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案と知事等に対する政策提言

第6章 議会の機能の強化

議会の機能の強化:監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。 第16条

政策調査会の設置:・県政の課題に関する調査を行うため、政策調査会を設置することができる 第17条

・政策調査会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くこ

とができる

第18条 専門的知見の活用:専門的事項に係る調査の委託制度を積極的に活用する。

第8章 議会事務局等

第 4 章 県民との関係

県民参加の推進

第11条 広報活動の充実:

第12条 会議等の公開等:

第10条

第21条 議会事務局:・議会事務局の機能の充実

・職員の能力の向上

第22条 議会図書室:議会図書室の適切な運営・管

理、機能の強化

第7章 議会改革の推進

:・地域主権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組む。 議会改革の推進

・議会改革推進会議を設置することができる。

第20条 議員の定数及び選挙区:県民の意思を県政に的確に反映できるよう、適宜、適切な見直しを行う。

第9章 補 則

他の条例との関係:議会に関する他の条例等の制定・改廃において、この条例の趣旨を尊重し、整合を図る。

第24条 検討 :県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例について検討を加える。